

(第一類 第十六号)

第一回國會 財政及び金融委員會會議錄第四十七号

昭和二十三年二月二十五日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長代理 星野早稲田柳右三門君

委員 島田 晋作君 堀部中崎 敏君

委員 梅林 時雄君 堀部塚田十一郎君

委員 吉川 久衛君

委員 川合 彰武君 川島 金次君

委員 河井 榮藏君 佐藤顯次郎君

委員 田中織之進君 西村 榮一君

委員 林 大作君 松尾 トシ君

委員 中曾根康弘君 松田 正一君

委員 泉山 三六君 島村 一郎君

委員 吉米地英俊君 宮崎 晴君

委員 井出一太郎君 内藤 友明君

委員 石原 登君

出席政府委員

總理廳事務官 渡邊喜久造君

復興事務官 渡邊 武勝君

外務事務官 山田 久就君

大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 石原 周夫君

委員外の出席者

大藏事務官 酒井 俊彦君

専門調査員 國地與四松君

専門調査員 氏家 武君

十二月二日

酒粕配給割當その他に關する請願

(松本眞一君紹介)(第二二八八號)同

(伊藤幸太郎君紹介)(第二二八九號)

在外私有財産國家補償等の請願(根

本龍太郎君紹介)(第二二九一號)

引揚者の九州海運局寄託預金の支拂

又は貸付の請願(根本龍太郎君紹介)

(第二二九七號)

引揚者に官有地等拂下その他に關する請願(根本龍太郎君紹介)(第二三〇〇號)

引揚者更生金庫創設の請願(根本龍太郎君紹介)(第二三〇二號)

美術展覽會十割入場税撤廢の請願

(鈴木里一郎君外二名紹介)(第二三〇九號)

の審査を本委員會に付託された。

十二月四日

國稅稅の委譲並びに地方配付税増額

に關する陳情書(島根縣出雲市長森

山繁樹外九名)(第六三一號)

自給製鹽業者の整理に關する陳情書

(九州各縣議會正副議長會幹事福岡

縣議會議長稻垣君)(第六三七號)

冬季石炭手當支給促進に關する陳情

書(全道從業員組合旭川鐵道郵便局

支部)(第六五九號)

非難災者特別税免稅に關する陳情書

(北海道留萌市遊族會禮受地佐藤

八五郎外五百八十六名)(第六六〇

號)

勤勞所得稅改正促進に關する陳情書

(福岡縣議會議長稻垣君)(第六六四

號)

非難災家屋稅に關する陳情書(廣島

市廣瀨北町團スエ)(第六七〇號)

甲種勤勞所得稅撤廢に關する陳情書

(福岡縣船屋都宇美町三三勝田炭坑

労働組合長大石嘉作)(第六七二號)

絹人絹織物の消費稅改訂に關する陳

情書(全國絹人絹織物工業者大會)

(第七〇四號)

絹人絹織物業の金融難打開に關する

陳情書(全國絹人絹織物工業者大會)

(第七〇四號)

陳情書(全國絹人絹織物工業者大會)

(第七〇四號)

絹人絹織物の價格改訂に關する陳情

書(全國絹人絹織物工業者大會)(第

七〇六號)

非難災者特別税免稅に關する陳情書

(福岡縣全會津遊族連合會代表高坂

冠山外四十四名)(第七一二號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

政府に對する不正手段による支拂請

求の防止等に關する法律案(内閣提

出)(第九八八號)

財閥同族支配力排除法案(内閣提出)

(第一一四號)

會社利益配當等臨時措置法案(内閣

提出)(第一三〇號)

未復員者給與法案(内閣提出)(第一

三七號)

〇早稲田委員長代理 これより會議を

開きます。

政府に對する不正手段による支拂請

求の防止等に關する法律案、財閥同族

支配力排除法案、未復員者給與法案、

會社利益配當等臨時措置法案、以上四

案を一括議題にいたします。質疑を續

行いたします。川合委員。

〇川合委員 會社利益の配當等臨時措

置法に關して質問を申し上げます。こ

の法案が實施された場合に、どの

程度の會社が配當制限の緩和をされ

るか、それを承りたいと思ひます。

〇伊原政府委員 御説明申し上げます。結論から申し上げますと、大體千

八百程度の會社が、この法案の成立に

よりまして、配當を緩和せられること

になると思ひます。少し詳しく申し上げ

ますと、戰時補償、それから戰爭保

險、在外資産を有します會社につきま

しては、ただいまポツダム勅令で、會

社配當等禁止制限令というものが出て

おりまして、それによりまして、それ

らの補償關係をもつておる會社、在外

資産をもつておる會社につきまして

は、五分以上の配當をすることができ

ないというポツダム勅令が出ておりま

す。今回この會社利益配當等臨時措置

法が施行になりますと、その會社配當

等禁止制限令というものが廢止に相な

りますので、それらの廢止の影響によ

りまして、約千八百の會社は、五分の

配當の制限から免れるということにな

るのであります。これらの會社は、結

局は戰時補償、在外資産をもつており

ましたけれども、それがきわめて輕微

でありまして、積立金等によりまして

で、その損失が消えましたために、特

別經理會社から除外をせられた會社で

ございます。大體の業種から申します

と、鐵道とか、百貨店とかいうふうな

ものが多くなつております。

〇川合委員 この機會に關連してお尋

ねするのですが、證券の民主化とい

うような見地から、最近の株式界が非

常不振な情勢にあるわけでありませ

うが、大藏當局は、これらに對して、株

式界の振興という上の方針につ

伺ひたいと思ひます。

〇伊原政府委員 お答え申し上げます。

今回の配當制限の緩和に關します

る法律案につきましても、ただいまお

示しのように、證券の民主化とい

うことが、きわめて大切でありますた

めに提案に相なりましたわけであり

ます。最近の株式が非常に不振であ

るということにつきましては、證券の民

主化ということに對しまして、いい影

響を與えませぬので、いろいろ手を打

たなければならぬを考へておるわけ

であります。證券の民主化と關連いた

しまして、關係方面におきましても、

非常にそれを重大視しまして、まず第

一に、御質問と多少違ひかもしれませんが、大勢の人が何と申して株式を買

うようにしなければいけない。それに

は皆が株式というものに理解をもた

なければならぬ。従つて官民をあけ

まして、證券の民主化運動というよ

うなものを、この十二月には實施するこ

とになつておるわけでありませぬ。それ

から教育といひますか、そういうふう

な普及宣傳といふことだけでは、な

かなかうまくいきませんので、その

會社の實體をよくするといふことが、

株式をよくすることでありませぬ。こ

れは何分にも企業界の再建整備とい

うことが進まなければならぬ。實際の

問題についてはむづかしく相なりま

すので、少くとも流通面において何と

しなればならぬといふことで、株

式金融の問題等につきましても考へて

おります。なお今回の證券取引法の施

行に付きまして、目下至急調査を進めておるようなわけでございます。外資の導入、證券の民主化という點から考へましても、何とかして證券界が活發に動きまゝるに配慮しなければならぬ問題である、こう考へておるわけでありませう。

○川合委員 この法案の目的の一つとして、外資の導入ということが含まれておるといふことは、はなはだ時宜に適當すると思ふのでありますが、問題は、しかしながら、民族資本が第三國人によつて非常に制約を受けるということ、われ／＼として考へねばならぬ點と思ふのであります。われ／＼は一つの杞憂として、第三國人によるところの株式を通じて日本の産業の支配というやうなことがもたれるのであります。が、こゝういふことに關しては、先だつてもお話をあつたのであります。が、より一層この機會に當局の御方針をお聴かせ願へば結構と思ひます。○伊原政府委員 私から御答へ申し上げます。が、適當かどうか存じませんが、證券の民主化ということにつきましても、御存じのやうに、できるだけ廣く國民一般に證券をもつてもらうというところが目的でございます。廣くこれを分散するといふことで、一箇所に固まつてこれをもたれるといふことは、なるべく避けなければならぬといふ方針で進んでおります。今回日本の株式の大部分が、たとえば財産税で徴收された株式とか、財閥關係で持株整理委員會にはいりました株式、閉鎖機關關係の株式といつたやうなものが、證券處理調整協議會というやうなものの手を通じて分散せられることに相なつておるのでありますが、こ

の證券處理調整協議會の株式分散の方針をいたしましては、あくまでも廣く國民がもつ、殊にその會社の従業員にもつてもらう。それから會社と非常な縁故關係のごいふましたたとえば田舎に工場があるといふやうな場合におきましては、工場のまわりの住民にもつてもらつて親しみをつける。それから廣く一般大衆に公開するといふやうな順序をとつており、かつ従業員等がもちます場合には、できるだけこれに對して金融その他の助成の方法を講ずるといふやうな考へのもとに、さういふ方針のもとにやつておりますので、ある特定の人がある會社の株式を獨占するといふやうなことは、この方針から考へまして、望ましくないことでありませう。ただ御存じのやうに、國籍によりましてこの株式の取得を區別するといふことは、日本の政府の方針をいたしまして、絶対にいたさないといふことに相なつておるのであります。が、ただいま申し上げましたやうに、廣くみんなに分散するといふ方針で株式の處理をいたしておるといふことを御承願をいたしたいと思います。

○川合委員 この法案は、先ほど御説明があつたやうに、ボツ効を廢止して、さうして配當制限を緩和するといふやうな配當制限緩和を除いて、他は技術的な面が多いと思ふのであります。が、この技術的な面から考へた場合におきまして、第四條以下に經濟力集中排除法云々といふやうなものが數箇所にあるわけでありませう。現在經濟力集中排除法案は、衆議院は議決されて、参議院において審議中でありまして、同法案の前途は、必ずしも樂觀を許さないやうな状態にあるやうにわ

れわれは推測するのであります。もし經濟力集中排除法案の審議の前途についてさういふ懸念があるとした場合、結論を申しませうならば、もし参議院において同法案が議決されなかつた場合には、この會社利益配當等臨時措置法案の第四條にある「經濟力集中排除法第三條」云々といふやうな條文はどういふやうに整理されるか、これをお尋ねしておきます。

〔速記中止〕

○川合委員 ただいまの政府委員の御答へによつて、われ／＼はこれを適當に善處したいと思ひます。私に關する限り、會社利益配當等臨時措置法案の質疑を終りまして、次に財閥同族支配力排除法案について質疑を行いたいと思ひます。

この法案と、われ／＼がかつて審議して議決した經濟力集中排除法案とを比較してみれば、この性質にはよく似ております。今回の財閥同族支配力排除法案の方が何となく手ぬかりがあるのではないかと、さういふやうな氣がするわけでありませう。たとえて申しますならば、本法案の第二條二項の末項に

○川合委員 速記を始めてください。ただいまの御説明にありましたやうに、われ／＼としましては、この反證を提示し、再審査を申請するといふ機會が失われておるといふ點に、非常に本法案の立案上における缺點があるといふやうに思われますので、いづれこの問題は各黨の方々とも相談しまして、何らかの形でさういふやうな意思を、この法案の中に盛りこみたいといふやうに考へておるわけでございます。

○山田政府委員 ただいまの御質問の點でございますが、承認を必要とする旨の取極めといふ點につきましては、これは必ずしも會社によつて一律ではございません。一つはこゝういふ取極めをもつておらないものもあるし、また一つはこゝういふ取極めの實際存しておつたものがあるわけでありませう。またその取極めの内容につきましても、たとえば承認を必要とするといふやうな取極めのかつこつになつておるものもありませう。それから本社の推薦によらなければいけないといふやうな取極めの内容になつておるものもあるわけ

でございます。また取極めがございまして、中には實際の運用方法としては、ごく主要な一部については、その取極めによつて事實承認を行つていたけれども、その他のものについては、特に本社の承認というやうなことが行われないうで、いわばその點については委任というやうな形で行われておつたものも少くないやうでございます。またこの取極めのない場合における承認という問題につきましても、實際の問題としては、大きな株主である關係上、一應大株主には了解をつけるというか、あるいは敬意を表するといふが、實際承認を求めておつたやうな事例もありませう。あるいは單に報告程度のことをやつておつたものもございませう。中にはさういふこともやつておらなかつたといふやうな種類のものもございませう。多少前の取極めのあつた場合に還るやうでございますが、この取極めの場合はつきりした承認といふ形であつた場合と、實際報告といふやうな形であつた場合と、内容が異なるのであります。内容は非常に區別しておりまして、實際の適當な證據書類、資料等について、個々に判定を下す必要がある場合が多くなると推察されるのであります。

○川合委員 次に御尋ねしたい點は、第二條の第三項に「前項の財閥會社は、内閣總理大臣が各會社の沿革、事業の規模、各財閥の經濟的支配の程度等について調査に基き區別により、財閥直系會社、財閥準直系會社又は財閥傍系會社」といふやうに區別されておりますが、これはわれ／＼は概念的には模倣がつくわけでありませうが、この條文からいいますと、非常に概念的で

〔速記中止〕

合の日までは、現行の法令で配當がば
きないようになつておるのであります
が、それを第二會社の設立が全部終
ました場合には、新舊勘定併合いた

まして、今の規定では配當し得ること
になつております。それを實行の完
までは配當がし得ないというふうな
金融機關、それから集中力排除の指

を受けた會社、特經會社、みんなり、ルガニゼーションが終るまでは、一座配當できない。但し大藏大臣の許可を受けた場合には配當し得る、こういふ

條は重複いたすことがないわけでございます。それから商法との關係でございますが、これもお示しの通り、た

部分は、たとえば一定限度に達しま
まで、商法の二百八十八條等で配當
充てられないで、準備金に積立てる
定もございませうけれども、それを超

ましたような場合には、自由になつておきますので、規定をいたしたわけで、商法との重複もないものと存じます。それから第三條の規定は

支拂期日の到來した金銭債務を支拂
なければならぬ、という點につきま
ては、これは支拂期日が到來して遅
に陥つた債務がある場合には、と、

ういゝ意味に御解難を願ひたいと思
ます。全般につきまして、お手許に差
げましたメモランダム——勅令第
三八六號、勅令二四三號配當支拂
副令令發上可上、メモランダム

差し上げてございますが、これに規定
ございますので、たとえばたいま
示しのこの再建整備が終るまでは配
してはならないというふうな規定は

給與法についてお尋ねしたいと思ひます。ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○塚田委員 會社利益配當等臨時措置法案について伺います。第二條の末項に「會社は、配當引當金のうち、當該事業年度において配當に充てられなかつた金額を、配當引當積立金として積み立てることができる。」とありますが、これはどういふ場合を考へておられるか、御説明願ひたい。

○伊原政府委員 ただいまの第二條の末項の問題でございますが、この法令の趣旨をいたしまして、ある事業年度の經濟活動によつて生れた利益金は、配當に使つていいというのが、一貫した思想になつております。従ひまして、それ以外の、たとへばここにたくさん並べてあります合併差益、そういうものを配當に充てては困る、こういう思想があるのであります。そうすると、ある事業年度におきまして、事業の經常的な利益から出ました經常的利益を配當に一部分使つて、あと残つておるといふような場合におきましては、次の事業年度の配當に使えるわけでありまして、ところが、それをある程度區分整理しておきまないと、次の事業年度の繰越金になりましたときに、他の合併差益とか何とかにまじつてしまふといけませんので、今後配當し得る財源として區分しておく、こういう意味でございます。そういうふうなものは、今後の事業年度においても、積立金を崩して配當に充てられるというわけでございます。名前を引當金というふうな名前でおけというわけではありませんが、名前はどういうふうな名前に變つても結構であります。要す

るにある事業年度の經常的利益金の残りであるということがわかつておりますと、その先々に行つて配當に使へる、こういう趣旨でございます。

○塚田委員 そういたしますと、これは配當引當金というのには、配當引當金という特殊のものではないに、要するに當該年度の利益のうちこれに配當できる部分を取り、そのほか税に引當てる部分などをとつて、結局配當すればしてもよいが、この規定でできない部分という意味でありますか。

○伊原政府委員 おつしやる通りでございます。配當引當金というふうな名前は勝手に使つたのであります。第二條の初めの方に括弧して「以下配當引當金という。」というふうな言つてあります。おつしやる通り、配當し得ればその事業年度に使い得た金のうち残つたもの、こういう意味であります。

○塚田委員 次に第三條の借入金をして配當をしてはならないという規定と、それに關連した第七條の二項二號の罰則規定がありますが、借入金をして配當をしてはいけないというところはよいと思ふのですけれども、それが處罰になるときに、借入金をしたとき、すぐに處罰するほどの必要があるかどうか。これは借入金をして配當をしたときに處罰することがよいのであつて、そこまでいく必要があるのかどうか、ちよつと疑問があるのですが、どうでございますか。

○伊原政府委員 おつしやる通り、全部に罰則はかかつております。

○早稲田委員長代理 速記を始め

○塚田委員 次にお尋ねしたいのは、配當をしてはならないということは、要するに決算をして、これだけを配當にまわすという損益計算書をつくつて、それを株主總會にかけてきめることであるか。それともそのきめた結果を現行に株主に拂ひ渡すという行爲をのものを言うのであるか。これは罰則があるから非常に問題になると思ふのです。實際上利益があるからしてこれを計算の上で出して、これだけは株主に配當できるんだときめて、その上でそれを現行に履行するのに、借入をしない、あるいは手持のものを賣つて金を回収して配當するということになつた、これはこの法の趣旨からいけば、一向差支えないように思ふのです。その邊の點等を考へ合せて配當するといふことの時期がどこにつかまえられるであらうかといふことをお伺ひをいたしたい。

○伊原政府委員 第三條におきまして配當してはならないことは、配當の支拂をなしてはならないという意味でございます。それから第二條におきまして配當してはならないというのとは、こゝろ趣旨の、一言に言いますと、たこの配當のことをしてはならないといふことであるとして、配當の決議をしてはならないといふことであると思ふ。

○塚田委員 二條と三條で違ひますか。今それに説明の上でたこ配當といふ言葉もあつたのでありますが、たこ配當はこの決議がなくともしてはならないのはあたりまえのことではないか。二條と三條はやはり一連のものではないでしようか。私は二條も三條も同じもののように思ふ、私の頭

からすれば、これは計算の上で出てきて、株主總會の決議をするまでは差支えないので、現行にその決議の履行の上に借入金をしてやるといふことだけが問題になるのではないかと思ふのですが、その邊の御解釋をもう一度聴いてみたいと思ひます。

○酒井説明員 お答え申し上げます。ただいま理財局長からお答え申し上げました通り、第二條におきましては、こゝろ計算をして當期の利益以上の配當をしてはならないといふことは、計算方法でありますから、これは株主總會の決議等のいわゆる利益處分案をきめることを二條は意味してあります。第三條にまゐりますと、借入金によつて配當してはならないとか、あるいは支拂期日の到來した金銭債務を完済したあとでなければ配當してはならないといふことは、計算の問題でなく、金繰りでも申しますか、資金收支の資金の動きの問題であります。で、この第三條の方は、現行に配當金の支拂をするといふ點をとらえて規定をいたしております。

○宮澤委員 今の配當の問題であります。同僚塚田委員からの御質問に關して申し上げます。先ほどこの法案全體について、法案として何とか再考していただきたいといふことを申し上げておいたものでありますけれども、その言葉にまだ言い足りないところがあるものであります。要するに、これは會社の經理という面において、動的状態と靜的狀態とを混同して立法しておるのであります。事業年度ごとにそので決算を編成するといふことは、いわゆる經理の面から言へば、靜的な附間とつかまえたものであります。その

瞬間に借入金で配當しなければならぬものであつたら、他日において今度動的にこの資産負債が動いて配當します現行の時期において借入金からやつた結果になる場合もたくさんあるのであります。そういうふうな決算期、すなわち事業年度末における資産負債の靜的狀態を、この法令の二條も三條も七條も律するのであるかどうか。あるいは動的にながめてこれを取締つていくのか。ここにこの法案の非常な矛盾があるものであります。この點は専門家として、政府委員は十分お考えだと思ひますが、何か私はこの法案に對して物足りなさを感じておるのであります。靜的にこれをやつていくのか、動的に會社の經理を押えていくのか。この點について確たる御方針をお示し願ひたい。それで一切のことは解決すると私は考へます。

○伊原政府委員 ただいまのお示しでございますが、お答えとしては、靜的部分と動的の部分と兩方ございまして、お言葉によりまして、損益計算といひますか、確かにその事業年度の活動による利益でなければならぬといふ考へ方が第二條に出ております。これは靜的という言葉で現われると思ひます。第三條では、さういふふうな利益がありまして、收支決算上借金等で配當をしてはならないといふ考へ方になつておるわけでございます。従ひまして、損益計算的な部分には、その事業年度の活動から出てきた利益から配當してはいいといふことが第二條で規定され、しかし支拂う場合には借入金で拂つてはいけないとか、遲滞に陥つておる債務があるような場合は、その債務を拂つてからでなくてはならないといふような、

動的な規定が第三條にはいつておるわけでありす。

○富樫委員 それでは塚田委員から質問のありました決算期においては金があつたけれども、實際に決議をして配當する場合に、借入金でなく配當ができた。決算期における状態は借入金をしなればならない状態であつたが、實際配當する場合に、借入金をしなくともよろしい。極端に申せば、固定資産をたたき賣つてもよろしいが、こういうことで金繰りができた。それは違法でないということになりますか。

○伊原政府委員 結論から申しますと、お示しの通りであります。つまり決算期におきましては、第二條によりまして損益計算をいたすわけでありすが、配當の支拂時期におきましては、第三條によりまして、金を借りてはならない。そのとき金があればいい、こういうことでございす。

○富樫委員 政府委員の御説明をはつきりと承りまして了解いたしました。○塚田委員 先ほどの質問に関連して、もう一點お尋ねいたしておきたいのでありますが、第二條と三條の配當という意味の違ひという事は、やや承できたように感ずるのであります。が、これを引用した第七條の罰則規定において、第一項の一號で「第二條第一項、第三條又は第四條第一項の規定に違反して配當したとき」といふのは、やはりこれはそれ／＼の配當を受けて、その配當の時期が——従つて第七條二項一號の配當であつても、三條の規定に反したときは、現實に配當したときであり、それから二條一項の規定に違反したときには、それは株主總會

で決議をやつたときという事に了解しておかなければならないかどうか、その點を一つお尋ねします。

○伊原政府委員 お示しの通りであります。

○遠藤（武政府委員） 先ほどの數字がわかりましたから申し上げます。これは陸軍だけでございすが、今年の九月の調で二百二十三名、海軍もあると思ひますが、これはわずかだと思ひます。

○早稻田委員長代理 お諮りいたします。會社利益配當等臨時措置法案並びに未復員者給與法案の質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長代理 兩案に對して御賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長代理 起立議員。よつて右兩案は原案の通り可決いたしました。

○内藤委員 先般この委員會で委員懇談會でお取上げになりました租税完納運動であります。至急にこれにつきまして決議案を出したいという話合になつたのであります。委員長はおかれまして、適當な案文を作成されまして、この委員會にお諮りいただきたいことをお願いする次第であります。

○早稻田委員長代理 ただいま内藤君からの動議である租税完納運動に関する決議案を、委員長において適當に文案をつくつて、この委員會に示せというお説であります。さよう取計らいますして異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稻田委員長代理 異議ないものと認めまして、さよう取計らいます。本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時二十八分散會

〔參照〕
會社利益配當等臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書
未復員者給與法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により附録に掲載〕